

## 第一期のまとめと第二期の課題

### 〇はじめに

- さいたま市市民活動サポートセンター（以下、サポートセンター）は、市民活動を推進・支援し、市民と行政が対等なパートナーであることを互いに認識し、より良い協働の関係・仕組みを育てていくための実践的な拠点として、平成19年10月にスタートし、試行錯誤を繰り返しながら成長していくことが求められてきた。第一期の終了にあたり、これまでのサポートセンターを振り返り、第二期の課題を述べたい。
- このレポートは、指定管理者と市民活動支援室による自己評価、利用者アンケート調査（平成22年10月）、指定管理者と市民活動支援室のスタッフを対象にしたアンケート調査をもとに、運営協議会として、第一期（平成19年10月～23年3月）を3つの理念、6つの機能、協働管理運営の観点から振り返るとともに、第二期（平成23年4月～28年3月）の運営に資するため、課題及び取り組むべき事項を提示するものである。
- 検討対象は、①施設としてのサポートセンター、②指定管理者の業務、③市民活動支援室の業務だけではなく、④運営協議会、⑤利用者も含まれる。
- このレポートは、当初、2月の運営協議会の議論を踏まえ、3月末の最終の会議で完成させる予定であったが、3月11日の東日本大震災の影響で最終の会議が開催できず、メール等より原案作成・修正を重ね、運営協議会としてまとめた。また、②と③の評価に該当する部分については、サポートセンター整備検討委員会の議論に基づき、指定管理者と市民活動支援室の委員を除いてまとめた。

## 1. 3つの理念の実現に関する評価

### (1) 「開かれた市民活動サポートセンター」について

- 開設からの来館者総数は162万4千人に達し、一日平均約1,300人の市民が活動の場として、また活動情報を知る場として利用している。
- 市民活動の「潜在層（市民活動への関心とは関係なく来館する利用者）」に向けて、情報誌、センターの設置目的の掲示、ボランティアの呼びかけなど様々な広報手段で市民活動の情報が発信されており、「開かれた」サポートセンターにするべく努力している点は大いに評価できる。
- 子ども連れの母親や高校生などにも利用され、市民活動の「活動層」だけではなく、「関心層（市民活動に関心はあるがまだ活動していない市民）」や「潜在層」にも市民活動に触れる機会を提供している。これらの市民活動目的以外の来館者に向けて、市民活動優先スペースである中央ラウンジにおいて、展示、サポセンライブ、市民活動サロン、市民活動のビデオ上映が実施された。これにより、子育て中の親が育児の悩みや不安を共有できる機会が定期的に設けられ、未就学の子どもとともに楽しみながら市民活動との接点を見出す場の提供になった。また、ボランティア募集など市民活動への働きかけも行われており、実際に、ボランティア活動に参加した「潜在層」の来館者もいる。
- 趣味や生きがいづくりの団体がサポートセンターを利用する機会を活用し、公益性・社会性の高い団体との交流をコーディネートし、公益的・社会的活動の発見の機会をつくりだす努力がなされた。これにより、活動の促進につながったケースがあった一方で、理解を得られない場面もあり、生涯学習を公益的活動につなぐことの難しさが改めて確認された。
- 訪れる市民のだれ一人も排除しないという理念は利用者から賛同を得ているが、一方で、黙々と個人学習を続ける学生たちにとって、サポートセンターが市民活動の接点となり得ていない現実がある。

### (2) 「市民とともに成長する市民活動サポートセンター」について

- サポートセンター開設以来3年5ヶ月、ほぼコンスタントに登録団体数が増加し、第一期末（平成23年3月31日現在）には1,236団体となった。
- 「さいたま市型協働管理運営」という新しい方式でスタートし、順調に成長していると思われる。指定管理者は、開設当初こそ、利用者への不十分な支援、スタッフにより異なる対応などの問題があったものの、必要なサービスを提供し、管理業務をこなし、バランス良いスタッフワークを見せている。スタッフの創意工夫と努力による経験知の積み上げは誇るべき財産であり、特に、各種事業の企画運営は、市民活動団体と連携しつつ、質の高い事業を展開してきた。
- 指定管理者は、自立した市民による活動を支援するため、利用者をお客様扱いせず、市民と市民という対等な関係で接していることは評価できる。
- 遠方の市民の利用が少ないため、平成22年度に出前講座等が行われ、事業場所がサポートセンターだけではなく館外にも拡大した。これにより、通常の講座の成果に加え、サポートセンターに対する理解を深めてもらうとともに、地域の市民活動

の活性化や人材交流につながり、第二期へ向けた地域展開事業の基盤となった。

- 館内各所に設置した「利用者カード」（旧「コミュニケーミュージック」）に書かれた意見、トラブルやクレームなどについて、指定管理者のスタッフで情報を共有し、対応の適切性に関する検証、今後の対応についての意識統一、新たなルールづくりが行われている。また、資料コーナーにおいてこれらの記録が閲覧可能であり、指定管理者と利用者の双方向のコミュニケーションが図られている。
- 利用者懇談会や利用者カードで寄せられた意見や提案について連絡調整会議や運営協議会における検討方法が確立されたが、それまでに時間がかかったことは反省する必要がある。
- 個人学習利用者への対応を検討するため、個人学習目的の利用者と市民活動目的の利用者双方のすべての意見とともに、サポートセンター側の見解、サポートセンターの機能と役割の説明が館内に掲示された。その上で、市民活動専用スペースと、個人学習なども利用できる市民活動優先スペースとにエリアを分けるルールを運営協議会で検討し運用している。このように利用者に理解を求めながらルールを確立するという、問題解決の一つのあり方を利用者に示してきた。
- 平成 21 年度に開設した電子会議室には、少数ながらサポートセンターをよりよく活用するアイデアや意見が寄せられ、運営する市民との双方向の情報交換が行われたが、利用者が固定化しており、より使いやすく広がりのあるツールやその利用方法の開発が望まれる。
- 年 3 回の交流イベントは、地域にとって重要な課題がテーマに選ばれ、また、実行委員会による企画の過程でテーマについて議論し、市民活動を深める良い機会になっている。また、サポセンライブでは、事前準備の過程を大事にし、企画参加への意見を取り入れたことで、来場者が活動への関心を高めるとともに、参加団体同士の相互理解が深まり双方向の活動の発展にもつながった。さらに、市民活動団体が製作したお菓子の販売など、サポートセンターにおける新たな市民活動支援の手法が具現化された。

### (3) 「集まりやすく居心地のよい市民活動サポートセンター」について

- どのような来館者に対してもていねいな対応が心がけられており、利用者アンケートにおいても、スタッフの優れた対応力が評価されている。
- 子育て中の親とその子どもたちが集う場づくりがなされ、小さな子どもがいる家族が気軽に市民活動を楽しめる居心地のよい機会が提供され、親どうしの交流が生まれている。
- ひなまつり、こどもの日、七夕、クリスマスには市民活動団体の協力により季節感のある多彩な館内展示が行なわれ、また、屋上庭園での「緑のカーテン」づくりにより、居心地のよい空間が演出されている。
- ミーティングスペースは収容力があるとともに、机といすが自由に動かせるようになっており、予約なしでも集まりやすい空間になっている。
- 手続きの簡略性、利用機会の公平性などについては、かなりの努力と成果が見られる。

- 当初、トイレが見つからない、階段の場所がわからない等、柱などによる見通しの悪い状況があったが、案内表示の見直しにより改善された。
- 個人学習で日常的に学生が利用する光景は、必ずしも居心地のよさにつながるものではない点が利用者意見として寄せられている。

## 2. 6つの機能に関する評価

### (1) 市民活動の入り口の機能について

- 初めて訪れた人に市民活動への関心を誘うための情報の整備や展示に工夫がなされている。また、市民活動に関心を持って訪れた人への初めの一步となる情報提供ができるように、分かりやすい情報整理や相談対応が行われている。
- 各公共施設やパルコインフォメーションにも配架した「おーぷん市民活動の窓」は、広く市民参加を求める市民活動団体のイベントを掲載し、入り口の情報を求める市民と、広く活動参加を求める市民活動団体双方の架け橋の役割を果たしている。
- ボランティア希望者にはボランティア募集团体の情報やイベント参加の案内をとおしてマッチングが図られ、活動のきっかけにつながるよう細やかな対応が行われている。平成22年度には、「レクリエーションボランティア」のコーディネートにより、文化活動団体と障がい者や高齢者の施設をつなぐしくみがつくられた。
- 毎年度、大学生のインターンや高校生ボランティアに、市民活動支援の現場を体験してもらい、市民活動をしている人と触れ合う機会が提供されている。また、交流イベントにおいても、積極的にボランティアを募り、サポートセンターの事業協力をとおした市民活動の体験を広げることが行われている。
- 総合案内は、当初の想定とは異なり各種相談にも応じるなど幅広い業務を行っており、その努力は多とするが、指定管理者の業務スペースが2ヵ所に分かれていることもあり、利用者の対応が重なった場合などに、総合案内が無人になる状況が多少見られる。また、利用者が市民活動支援室の隣の事務スペースにいる指定管理者スタッフを認識しにくい状況がある。

### (2) 活動拠点・事務所の機能について

- 条例に基づく団体登録総数は、平成22年度末で合計1,236団体となった。

表 サポートセンター施設利用数

- 多くの団体が毎日活動のため、ミーティング・スペースを利用している。また、印刷作業においては、平成21年度より利用会計の利便化を図り、また、平成22年度よりモノクロ印刷機の2機目を設置し、1機は予約対応、1機は空いていれば自由に利用できるようにしたところ、印刷利用団体が増加した。
- 団体ロッカーは、抽選会後に利用者相互の調整が図られ、それぞれが希望する位置のロッカーを利用できるようになっている。また、車いす使用者などによる利用も配慮されている。
- 団体ロッカー・印刷作業室ともにフル活用されており、機能を果たしている。一方、貸出機材とメールボックスはやや稼働率・利用率が低い。
- 印刷作業室の印刷機等の利用者をお客様扱いせず、自分で操作できるような主体

的な利用を促す努力が必要である。

○コピー機は利用しにくいいため、利用方法等の簡素化が必要である。

### (3) 交流・ネットワークの機能について

○市民活動への思いや実践について語り合う毎月1回の「市民活動サロン」は、毎回身近な社会的課題をテーマに掲げ、市民の関心と活動をつなぐ交流の機会となった。

○サポセンライブをとおした交流は異分野の市民活動団体どうしをつなぎ、それぞれの活動に新たな可能性を広げる企画として喜ばれた。

○年2回の中規模交流イベントにおいて、地域に根ざした交流を推進するため、「環境」「ノーマライゼーション」「防災・減災」「生涯学習」など地域の重要な課題をテーマとして、市役所関係部署、地縁団体、NPO等との交流が促進された。また、交流の成果を今後に活かすために、地域連携・交流のしくみづくりに関わる提言を発信したことは評価できる。

○春のフェスティバルは4回実施し、多くの登録団体と来場者により多様な市民活動のマッチングが図られた。実行委員会形式で取り組むイベントとして定着し、準備過程そのものが団体の主体性を高め、相互の理解とネットワークを広げる機会となっている。これらの交流イベントにおいては、市民活動支援事業をおこなっている生活協同組合、労働組合、財団法人、企業のCSRなどの市民活動とは別の非営利・営利セクターのさまざまな団体との連携が追求されている。

○コミュニティセンターとの交流・連携の試みは、地域活動の拠点機能を促進させるために必要な施設職員のスキル向上にもつながり、今後の地域連携の土台づくりとなった。

○多目的展示コーナーの利用希望が重なる場合、団体相互の話し合いによる調整が行われている。多目的展示コーナーは自己顕示（発表）の場という傾向が見られ、展示団体と他の団体との交流は不活発である。

○中規模交流イベント、フェスティバル、セミナーを通じて、コムナーレ内の他施設との連携が進められている。今後も、中央図書館・浦和コミュニティセンター等との一層の連携が望まれる。

### (4) 情報収集・提供（発信）の機能について

○サポートセンターの整備検討委員やワークショップ参加者と市民活動支援室の協働により、市民活動サポートセンター整備記録冊子「さいたま市市民活動サポートセンターができるまで」（平成20年6月）が作成された。

○読者ニーズに合わせて、市民向けには、市民活動やイベントなどに関する情報紙「おーぷん市民活動の窓」を、市民活動団体向けには、市民活動の社会的意義や可能性から課題や現状を検証する情報誌「COM-ON」を、それぞれ定期的に発行していることは大いに評価できる。

○平成22年度より、メールマガジンを毎月1~2回、鮮度の高い情報が登録団体に発信され、情報発信機能が充実した。

○団体の活動情報を知らせるコミュニケーションボードやパンフレットラックが、活

動分野別に整理され、来館者が入手したい情報がわかりやすく手にとれるよう配置されている。チラシ設置が 1,538 件、ポスター掲示が 467 件にのぼり、市民活動の情報発信場所として機能している。

- パソコンコーナーの利用者登録は年間 1,237 件になり、公共施設の情報セキュリティの安全が確保され、利用者にも理解が浸透した。
- Web サイトは、イベントや市民活動団体などの必要な情報へたどりつくことが困難と感じる場合がある。
- 平成 20 年度に、市民活動団体に対するアンケート調査（978 団体）及びインタビュー調査（127 団体）が実施され、各団体の活動内容とサポートセンターの支援を含め活動支援ニーズが把握された。市役所が支援施策を検討する際の貴重な資料として評価できる。
- 平成 21 年度に、市民活動支援施設調査（46 施設）が実施され、市民活動支援の機能別・事例別にまとめられた。これらには、サポートセンターの 6 つの機能を具体的に拡充していくヒント情報が織り込まれており、今後の事業・活動に役立てることができる。

#### (5) 相談・コンサルティングの機能について

- 市民活動に関する個別の相談は 1,100 件を数えた。これらは、①サポセンの機能や利用の案内、②市民活動の「初めの一步」、③市民活動団体運営、④ニーズに合わせた情報や機関の紹介であり、今後の相談対応やスタッフ研修の事例集になるよう整理されている。
- 毎月の「会計・税務相談会」に加え、平成 22 年度からは、「労務相談会」、「行政手続相談会」が定期的で開催され、市民活動団体が不得意な会計処理や行政手続の悩みへの個別相談をとおして、実質的な活動支援がなされている。さらに、ゼミナール工房コーナーの機能代替である「PC印刷相談会」には毎月申し込みがあり、市民活動団体の情報発信力のアップが支援されている。

#### (6) 学習の機能について

- 毎年度、「広報セミナー」「ITセミナー」「コミュニケーションスキルセミナー」「助成金獲得セミナー」が実施され、好評を得ている。
- 平成 22 年度は、秋の交流イベントのテーマ「防災・減災」と連動した企画、災害時連携の地域の担い手づくりを目指したプログラム、また、シニア世代の学習支援プログラムやイベント企画・運営に必要な市民活動支援プログラムも好評であった。市民活動優先スペースを利用する高校生への活動情報提供を兼ねて企画した高校生・ユース向けボランティア講座は、さいたま市における市民活動の現況を知る機会の提供となった。北区で開催した出前セミナーを含め、年間計 12 回のセミナーに述べ 300 人の受講生が実務を学び、活動の実践に役立てている。

### 3. 協働管理運営に関する評価

#### (1) 運営協議会について

- 運営協議会は、物販や材料費の実費徴収の許可基準、サポートセンターと協働管理運営に関する評価の検討など、サポートセンターの運営に係る重要な案件を協議する機関として機能している。運営協議会の利用者懇談会部会（平成21年4月から7回開催）と評価部会（平成21年4月から12回開催）は、運営協議会での議論を効率的に進めることに貢献している。
- 利用者懇談会では、サポートセンターに対する要望を聞くばかりでなく、ラウンジの利用に関するルールや、オープン当初における市民への周知など、市民がサポートセンターを使いこなすための様々な工夫が協議された。しかし、利用者懇談会について利用者の理解が不足しており、参加者が少なく、利用者意見の聴取が十分とは言えない状況がある。利用者の中で自分達の意見や提案が反映されるサポートセンターという意識を持つ人が増えれば、利用者懇談会がより機能し、提案や問題提起がなされると思う。
- 署名活動やPCコーナーでのインターネットの利用については、連絡調整会議や利用者懇談会部会で議論を重ねた後に、運営協議会でさらに意見を出し、それを踏まえて指定管理者と市民活動支援室がルールを運用しており、協働管理運営の一つの成果と言える。インターネットの利用については、指定管理者と市民活動支援室の間で意見の違いがかなり見られたが、時間をかけて協議することにより合意が得られた。
- サポートセンターの評価は、第二期以降、期の1-3年目は各年のまとめ、4年目は次期の指定管理者選定に対する提言を含めた評価、5年目は期全体のまとめを行うことにした。

#### (2) 指定管理者と市民活動支援室の協働管理運営について

- 連絡調整会議（毎月1回開催）により、指定管理者と市民活動支援室が協働管理運営を行う上で、運営方針や各種情報等の共有が図られ、円滑な管理運営がなされている。
- 協働管理運営について、指定管理者（NPO法人）及び市民活動支援室の双方とも肯定的である。指定管理者スタッフと市民活動支援室職員とも、互いに学びあっている一方で、双方ともコミュニケーションが十分でないと感じている。対等な関係については、指定管理者スタッフと市民活動支援室職員の間意識の違いがあるが、対等でないと認識しているスタッフも対等な関係を築いていくという意識がある。
- サポートセンターの業務の中には、単なる対人サービスの提供ではなく、経験やノウハウをもとにした調整やコンサルティング的なものもあるが、指定管理者のスタッフの報酬は低額になっている。また、限られた予算で業務を行うため、スタッフの中にオーバーワークの傾向が見られる。
- 市民活動支援室は立場上規則等に基づく判断をせざるを得ないと思うが、極力柔軟な対応をお願いしたい。
- さいたま市の市民活動推進委員会においてサポートセンターに関する報告や議論

がほとんどなされておらず、市民活動支援室はサポセンでの協働管理運営の経験をさいたま市役所全体の協働のノウハウとして活かすところまでは至っていない。

#### 4. 第二期指定管理者の選定に関する提案の反映

平成 22 年度に行われた第二期の指定管理者の選定の準備に資するために、運営協議会では、「市民活動サポートセンターのこれまでとこれから」(平成 22 年 3 月 20 日)をまとめた。その中で、次の事項が仕様書や協定書の中に反映された。

- 平成 23 年度に、市民への公平なサービスの提供のため、市内公共施設に市民活動支援の機能を持たせ、サポートセンターが中核施設として、すべてのコミュニティセンターとネットワーク化すること。
- 多目的展示コーナーにおいて、平成 23 年度から、指定管理者としての自主企画を年 2 回行うこと。
- 利用者の利便性及び管理運営の効率の向上のため、総合案内周辺に指定管理者の事務スペースを早期に集約し、合わせて、制度や仕組みを必要に応じて柔軟に見直し、業務の効率化を図ること。
- サポートセンターの拡充、すなわち、業務の増加に伴い指定管理料が増額された。
- 第二期の指定管理者の任期は 5 年とし、指定管理者が交代する場合は、引継ぎ期間を 3 ヶ月程度設定すること。また、仕様書の内容は、指定管理者が創意工夫を活かし成果が得られるように配慮され、選定に際しては前回と同様に公開プレゼンテーションが行われた。
- 市民活動支援室は、運営協議会に対して委員として参加するだけでなく、より一層、開催の準備、運営等に関わること。

#### 5. 第二期のサポートセンターの課題と取り組むべき事項

第二期のサポートセンターの充実のために、下記のような課題があり、実施可能性などに関し詳細に検討の上、順次課題に取り組むことが望まれる。これらの大半は、「市民活動サポートセンターのこれまでとこれから」において指摘した課題、提案した拡充策である。

##### (1) サポートセンターの機能の拡充・追加

- 市民活動の「活動層」「関心層」「潜在層」の相互の交流を図るしくみを拡充させる。  
潜在層を潜在層のまま日常的・長期的に市民活動の目的外の利用で留めおかず、地域社会の再創造や市民活動につなぎ、理念と実践の隔たりを縮めていく。
- 市民活動団体同士の日常的な交流をより一層図る。
- 相談機能については、市役所や社会福祉協議会などの関係団体と協力して、生活困窮者の緊急支援などの相談も受ける体制を整える。
- サポートセンターに蓄積されつつある市民活動に関する情報などを有効に活用し、市民活動の推進に関する調査研究を行う機能を拡充する。
- 市役所の各部署を対象にして、市民活動に関する相談コンサルティング機能を追加する。
- 市民活動団体と行政との連携、異なる分野の市民活動団体同士の連携、市民活動団



体と営利セクターCSR活動との連携などの促進を図るため、コーディネート機能をより強化する。

- セミナーの受講者同士がさらに学ぶための集いを実施したり、防災など継続的な地域連携が欠かせないセミナーについては、受講生の活動への支援を行う。
- 市民活動データベースの拡充のため、市内の関連情報を積極的に収集する。

## (2) サポートセンターの運営などの改善・拡充

- 館内の諸設備の位置などをより一層わかりやすく表示する。
- 開館時間が9時から21時半、休館日が年末年始だけということで利用しやすいが、利用状況を踏まえて、開館日・開館時間を見直す。合わせて、指定管理者のスタッフ全員の打ち合わせを行う時間が確保できるようにする。
- 利用者の意見や提案の検討と反映などをスピードアップさせる。
- 貸出機材とメールボックスの利用拡大を図る。
- 可動式掲示ボードのより一層の活用を図る。
- 屋上庭園に加えて市民広場をより積極的に利用する。

## (3) 市民活動及び協働の推進

- 協働における対等なパートナーシップを保障するしくみの構築、市民と行政のコミュニケーションの深化、市民が大切にしようとする「思い」と行政が重視する「ルール」の調整といった課題がある。これらを踏まえて、協働管理運営について、新たな目で見直す。
- 市民活動支援室は、指定管理者との協働管理運営をより積極的に行う。また、イベントなどに関して、市民活動支援室のより積極的な参画が望まれる。
- 指定管理者と市民活動支援室のより一層の連携をもとに、市役所の多様な部署との協働を推進する。
- 市民活動支援室はサポートセンターで得られた知見やノウハウ、運営協議会の意見などを、市民活動推進委員会でより多く報告する機会を設ける。
- サポートセンターの指定管理業務や協働管理運営の成果を、他のさいたま市の施設の指定管理などに活かす。
- 市内の各所にある公民館とのネットワーク化を図る。

## (4) その他

- 利用者に、NPO 法人と行政が協働で管理運営していることや両者の関係を様々な機会を通して伝える。合わせて、奥の事務スペースにいる市民活動支援室職員及び指定管理者スタッフの存在をより分かりやすくする。
- さいたま市のさらなる市民活動の発展のため、市内の市民活動団体が力をつけて、サポートセンターを運営する意志と能力のある団体が、複数存在するようになることが期待される。

## 5. おわりに

- 整備検討委員会の段階において市民と行政の間に相互の理解と信頼が強められ、そしてサポートセンターがスタートできたことが、第一期において多くの成果をあげることができた要因の一つと言える。指定管理者の市民団体と行政が同一施設内に同居すると、行政主導になりがちになるという前例もある中で、行政は市民団体の経験とノウハウを信頼し、指定管理者である市民団体はそれに十分応えたといえる。
- 指定管理者と行政の間で意見が異なる場合、意思決定が遅れ勝ちになる。中立的な運営協議会で議論することにより、意見のすり合わせ等を行うことができることも、協働管理運営にとって重要である。
- 協働管理運営は、市民にとっても行政にとっても挑戦しがいのある実験といえる。試行錯誤の繰り返しであり、走りながら考えることが要求される。市民文化と行政文化、市民的発想と行政的発想が異なる中で、日々の運営を通じて双方が互いの違いを認識し、その違いをどのように乗り越え、そして活用するかは、第二期以降にとっても継続的な課題である。
- さらなる発展のためには、①指定管理者はサポートセンターの理念や役割を再確認し、多様な団体や組織との連携を一層深めること、②市民活動支援室は、市役所の各部署に対して、市民活動に関する理解を深めるとともに、サポートセンターの事業や活動に積極的に参加するよう、継続的に働きかけること、③運営協議会は、協働管理運営の当事者という自覚を持ち、利用者の意見に基づき広い視野から、サポートセンターのさまざまな課題を検討していくこと、④市民は、市民活動への積極的な参加のため、サポートセンターを一層利用したり、運営へ参画することが、それぞれ求められる。

第一期指定管理期間 さいたま市市民活動サポートセンター施設利用数

利用施設等	19年度計	20年度計	21年度計	22年度計	累計
利用者数	150,413	507,711	507,765	458,416	1,624,305
総合案内対応数	5,179	8,710	9,613	8,757	32,259
相談対応数	119	174	357	447	1,097
登録団体数	371	409	277	179	1,236
大ロッカー利用個数	43	102	108	164	417
小ロッカー利用個数	40	120	190	277	627
メールボックス利用個数	29	56	52	79	216
多目的展示コーナー利用件数	27	64	66	63	220
貸出機材利用件数	59	154	198	217	628
印刷室利用団体	1,179	3,847	3,938	4,288	13,252
Web登録(団体)	56	188	46	29	319
Web登録(個人)	38	73	68	25	204
Webアクセス数	26,774	68,982	69,718	92,482	257,956
団体情報ファイル冊数	371	489	277	179	1,316
ミーティングスペース予約数	128	1,194	1,975	2,267	5,564
ミーティングスペース利用カード数 (内訳:登録団体/非登録団体)			530	0	530
パンフレットラック利用件数	0	1,177	1,275	1,538	3,990
コミュニケーションボード利用件数	0	356	377	467	1,200
パソコンコーナー利用件数			1,038	1,237	2,275
施設・見学件数	27	31	17	15	90